

議第5号議案

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月10日

提出者

東大和市議会議員 森 田 真 一

〃 上 林 真佐恵

〃 床 鍋 義 博

〃 大 川 元

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	180
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		930
	外径が1メートル以上のもの		1,860

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。